

令和5年12月18日

JIS A 5308 適正な管理状況に関する審査について

JIS 登録認証機関協議会

平成27年2月に JIS A 5308 レディーミクストコンクリートの認証工場において、原材料の管理が不適切であったために認証取消しとなる事態が発生したことを受けて、経済産業省から JIS 登録認証機関協議会に「原材料の適切な管理が実施されていることを検証する審査手法について検討せよ」との指示があり、該当認証工場の不適切な事象（標準化していないセメントの使用）に焦点を当てた審査手法の活用に取り組んできました。

しかしながら、昨今の不適切な事例を検証すると、重大な違反の範囲が原材料の管理だけに限らず、品質管理の全般にわたって発生している状況が確認されており、認証工場の管理実態をより具体的、実証的に審査する必要性が認められました。このため、審査時に確認する項目を、従来の原材料に限定せず、状況に応じて製造工程や検査の実務、製品の管理水準や内容、苦情処理や外注管理など、全般を対象とする事となりましたので、認証工場各位におかれましては、適切な品質管理活動を引き続きお願いすると共に、審査へのご理解とご協力の程、よろしくお願い致します。

以上